

第6回地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和5年11月17日

1. 招 集 の 場 所 議員全員協議会室

1. 開 会 令和5年11月17日

午前10時59分

1. 散 会 令和5年11月17日

午後 0時00分

1. 出 席 委 員

委員長 兵頭 学

副委員長 加藤 美香

委員 和気 数男

委員 信宮 徹也

委員 宇都宮俊文

委員 中村 一雅

委員 佐藤 恒夫

委員 山本 英明

委員 竹崎 幸仁

委員 小玉 忠重

委員 源 正樹

委員 井関 陽一

委員 中村 敬治

委員 二宮 一朗

委員 森川 一義

委員 酒井宇之吉

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

医療介護部長 浅野 幸彦

医療対策室長 片山 裕介

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

医療介護部からの報告について

その他

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前 10 時 59 分

○加藤副委員長

第 6 回地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会を始めます。

委員長より御挨拶をいたします。

○兵頭委員長

委員長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

浅野部長が挨拶を申し上げます。

○浅野医療介護部長

浅野医療介護部長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

これよりの進行は委員長が行います。

○兵頭委員長

それでは早速、医療介護部からの報告について片山室長から説明願います。

○片山医療対策室長

現在取り組んでおります公立病院医療提供体制確保支援事業についての進捗状況について御報告をさせていただきます。

先般の市政懇談会でも御説明させていただいており、3 施設の経営形態及び市民病院への二次救急の集約について、これまで 3 施設の職員で構成する 3 施設合同検討会で 7 月から 9 月末までの間で協議してまいりました。検討会からは、経営形態につきましては指定管理者制度の代替案として地方公営企業法全部適用としたいこと、3 施設が連携を強化し経営改革に取り組むこと、二次救急につきましては令和 6 年 4 月の開始を目標として休日夜間の二次救急を西予市民病院へ集約すること、医療従事者の配置等の問題もクリアしながら最善の運用方法を今後も引き続き検討することという最終的な方針が出ました。

一方で、地域医療振興協会からは 3 施設の経営分析等を行っていただき 10 月に指定管理の経営形態を前提とする中間報告がなされました。その内容につきましては、市の考えと相違する部分があったことから改めて協会から報告を行っていただく予定となっております。

今後 12 月中に協議が整えば 12 月議会会期中に、内容を御説明させていただきたいと考えております。

先ほども委員長からありましたとおり、当初のスケジュールで御説明させていただいておりまし

た、両市立病院とつくし苑を指定管理者に運営を行わせることができるようにするための設置等に関する条例の一部改正につきましては、12 月議会で条例改正を行うよう御説明をさせていただいておりましたが、先ほど御説明させていただきましたとおり中間報告の内容の協議に時間を要していることから、12 月議会での条例改正は見送らせていただきまして、3 月議会以降に条例改正の議案を上程させていただくことにさせていただきましたので御報告をさせていただきます。

以上簡単ではありますが公立病院医療提供体制確保支援事業の進捗状況ということで御報告をさせていただきます。

○兵頭委員長

片山室長から御説明がありましたが、これに関しての御意見を伺いたいと思います。

○酒井委員

口頭だけの説明ということなんで先ほどの言った文章をもう一度読み上げていただけますか。3 施設の返事とかこういうようにしてくれとか全部適用にしてくれとかいうのが出ましたね。それをちょっと聞き漏らしてるところもあるんで、もう一度お願いします。

○片山医療対策室長

3 施設の合同検討会の意見ということでもう一度申し上げさせていただきます。

経営形態につきましては、指定管理者制度の代替案として地方公営企業法全部適用としたいこと、3 施設が連携を強化し経営改革に取り組むこと、二次救急につきましては令和 6 年 4 月の開始を目標として休日夜間の二次救急を西予市民病院へ集約すること、医療従事者の配置等の問題もクリアしながら最善の運用方法を今後も引き続き検討することという 3 施設合同検討会では職員側から方針をいただきました。3 施設合同検討会の意見としては以上でございます。

○酒井委員

2 番目でございますが、取り組むことと書いてあるのはこれは 3 施設のほうが行政側に言ってることなんですか、自分たちに言ってることなんですか、そこんこの解釈はどちらなのでしょう。

○浅野医療介護部長

全部適用という経営形態につきましては、基本的に市としてスタンスとしましては、指定管理者

制は最善と考えているのは変わっておりません。その代替案として全部適用を方針として決めたわけなんですけども、それはあくまでも3施設合同検討会の中でということと考えとしては3施設の職員さん等々で本来協議していただいて固めていただくという形を目標といたしております。ただ、その中で行政としてもそこは協力できる部分はさせていただけたらと思っております。

○酒井委員

全部適用の代替案はすぐ分かるんですが、経営をしっかりとやるということですね。それを取り組むことと言うのは、理事者側に投げかけてるのか、自分たちに投げかけているのか、ここを確認したい。どっちでとらえてます。

○浅野医療介護部長

この表現につきましては、当事者である3施設の職員が全部適用につきましては意識改革をしなければ経営改善に向かわないということで考えておりますので、基本的には3施設職員が総意の元で計画改革に取り組んでいただくことと、当然市も逃げるわけではございませんけどもそういった意識を持って全適の考え方に進んでほしいということでございます。

○酒井委員

取りようによっては全部適用していただいたら、それは私どもは経営をしっかりとさすということを取り組むということの考え方でいいわけですね。

○二宮委員

10月の中間報告のときに、協会と市の考えとの相違があったということですから言える範囲で教えていただきたい。

○浅野医療介護部長

非常にちょっと厳しいとこですけども、現在協会のほうに実は経営強化プランということ、今年度中に作成しなければならない部分のことも検討していただいております。その中で、それぞれの病院の今の在り方というのも分析調査していただいております。その中で、市民病院、野村病院、つくし苑の現在の病院の規模であったりとか、そこが適切かどうかというところの見方がまた、二次救急の集約も相まって、どの規模が適切であるかというところで少し意見の相違があったということで御認識いただけたらと思います。

○酒井委員

全部適用を希望されてるんですが、この場合は念のためにお聞きますが、公務員の身分は外れないということになりますね。はい、分かりました。

○小玉委員

全適が代替案ということでしたけれども、指定管理制度との比較検討みたいなされとるんですか。どっちがいいとこ悪いとこありますよね、優れているところと、そこは検討されたんでしょうか。

○浅野医療介護部長

市政懇談会等々にもそれぞれメリット、デメリット等々も明示させていただいておりますけども、経営の中でやっぱり経営の悪化もあるんですけども、当然その今の仕組みの中で、例えば医療従事者の確保であったりとかそういった形も考慮した中で、全適、指定管理を踏まえた中で、やはり指定管理のほうが適切ではないかという形の理事者の判断もあったと思います。その比較の部分は検討しとるかどうかいというところを問われればそこは検討してと思います。

○酒井委員

全適とそれの二つの比較をしてと言いますけど、それは3施設の人たちがしっかりと表にしてデメリット、メリットそういうものを提出してやったんか、そういうものを分かっとなってある程度勢いで今までの話を聞きますと公務員の身分を先ほどの意見と一緒になんです、公務員の身分を外れるのが非常に反対の要素が多かったように私は思ってます。それを外さないために全部適用に持っていったのかなということになる。解釈は、私の解釈は。その代わり全部適用と指定管理者になったときとの自分たちのデメリット、メリット比較表にして、全職員に見せてそういう判断をしたのかそこんこ確認をいたします。

○浅野医療介護部長

当初の市が指定管理が最適最善という考え方の中に、準備段階として酒井委員が言われるような形で当初、それぞれの経営形態についてのメリット、デメリット等という形をオープンにして見える化してそれを検討したかと言われれば、その部分はそこまでは検討しないと言わざるを得ないと思います。当初の段階です。

○酒井委員

もう一点あるのは、代表者会議で3施設やって

るわけですが、それが下の職員まで全部おろしてる努力してるのかどうか。

○浅野医療介護部長

3施設合同検討会の開催に当たりましては、医師、医療従事者、看護師またコメディカルを含めて範囲は問わないということで誰でも参加できるという形態にいたしております。ただ、実際のところ限られた人数ということも出席者はあります。全員が出席しないという状況ではありますけども、ただ、そこの部分に関しては、例えば広報であったりとか、その結果につきましては広く周知するようにしておりますので、そこの部分は伝わってる、ただ、あえて目を塞いでいる方もおるかもしれませんが、基本的には行政としましては、住民、職員への周知、住民周知も当然しかりですけども、途中でフェイスブック等々の開設もいたしましたし、なるべくそういった情報は、職員、住民に知っていただくようには努力しているところでございます。

○酒井委員

今言ってる広報とかそういう問題を言っているのではないですよ。職員間の中で3施設の職員間の中でしっかりとそういう情報を流して判断を仰いでいるかということです。市民の話してるんじゃないですよ。職員の代替案の回答を出したことに対してしっかりと職員が悪く言えばもう今回のことでも、多分理事者側が分かっているような話があるんですけど、これは代表して出てってる、自由参加にしてる、その人たちが分かっているだけ。広報とかいうのは今言ったのは、行政側の広報であって、この中での広報的なものをしっかりと職員がこういう代替案出して、こういうことにしてくれというやつを職員間の中の広報をやっているかどうか尋ねたんですよ。行政側がやっているかどうかという話を聞いているわけじゃないんで、市民とかそういうことの答弁でしたけど、そういうことじゃないんですよ。

○浅野医療介護部長

院内、苑内での中での職員間の情報ということだと思いますけども、病院内、苑内につきましては院内Webというものがあります。その中で、事務長等にお申しましてその経過報告等には院内を通じて情報を周知するような形にいたしておりますので、その部分で情報は行っていると思って

るんですけども。

○酒井委員

なぜ私がこんなにしつこく聞かっているのはね。もし代替案は全部適用にしたときに、いろんな経営のマイナスとかデメリットとかそういうことが起きたときに、これだけのもの出したことをある程度その人たちが責任を持って経営に参加して、市民に地域医療の不便をさせないようなことの責任がとれますかということとでとれるかなという疑問があるもんだから、私こんなにしつこく聞いている。中の問題を、自分たちにはそれは便利に多分出してやりますやりますこれやりますと、二次救急は市民病院から言ってますけど、実際万が一そうしますよと行政がやったときにそれだけのもの必ず全面的な協力が得られるかどうかということは私は問題になるなと危惧をしてるんでこんなにしつこく聞いている。もうこれは、この中の3施設の話合いの中の内部を聞いているんで、だから詳しく分からないかもしれませんが、そういう問題があるなと思っております。

○浅野医療介護部長

酒井委員が言われたれたこと、ごもつもの話だと思っております。先ほど言いましたように、この全部適用というのは、公務員の身分を守るという利点はございますけども、経営に関してはもしかして赤字が出た場合に例えば給料が下がるとか、そういったデメリットもあります。またそういった形の部分を踏まえてまで、それをやり切る覚悟はあるのかと職員さんがその覚悟のほどというところも重要なところだと思っております。今、実際その部分で組合との交渉等もしてる中で組合は、全部適用を検討することという表現で上がってきてます。ただ、検討するのはあなた方ですよ、ただそれだけやっぱりみんなでこの全部適用を理解していただいて経営感覚を持って覚悟を持って取り組んでいただかんといけませんよということで組合に返してます。だから、そういった形で職員の意識改革も必要だと思っております。必要だと思いますので、そこは協力はするけど全部適用の本当のメリットデメリットをしっかりと、組合等職員さんのほうも考えていただいて、市が掲げる指定管理の土俵まで上げてもらいたいなと思ってるところは本音でございます。

○酒井委員

しつこいですけども、もう一点言います。配置の問題これ1点最後に、この配置っていうのはね、人事異動なんです。言うなれば、今までも市民病院の経営運営の中で、配置とか夜勤だとかそういうことが非常に難しかった。結局小学生、中学生、幼児がおところは夜勤がなかなか出来にくいとか、そういう問題もずーっと具体的に上がってて今まで非常に苦しい事務長さんが骨をおったりしてた訳です。そういうことまで、配置まで協力するということになってると、本当にするんだろかなと。はい、そうしますというんだろかなっていうのがあって、これだけのことを話をさせていただきました。

○小玉委員

私もその合同の検討委員会に当事者意識があるのかどうか、改革するのは自分たちが先頭になってしなければ何か人様がやってもらうような表現ですよ。行政がやってくれるみたいな、全て行政におんぶにだっこで改革してくれみたいに行くけど、提案した以上は自分らが当事者なんだと。自分らが改革せんかったらこれ、10年間医療対策室あったけど十分改革出来てないですよ。ないのでもう言い方悪いですが市長がここに任しとったんでは改革が出来んということで私は指定管理みたいな本当措置を出したと言われますが、そうしたのであって10年間改革出来なかったことが、何かすぐできるのかなっていうのがあるのと、それから病院とか福祉以外の職員の人のこれに対する意識があんまり薄いと思うんですよ。一般の人に聞かれてもこれについて、一般職員は十分に答えられます？職員自身がほかの職員も一般職員も何でこの病院問題が大きいのかという理解がないと思うんですよ、一般職員に聞いてもよく分からないという、病院の職員はもう自分の身分に関わるので一生懸命やりよるのは分かりますがほかの職員、病院にかかってない職員もこれについて勉強するなり議論するなりして、ある程度理解をせんと行政全体の問題ですよ。こういう対策をされてますか。

○浅野医療介護部長

一般の行政職員への周知も含めてなんですけども、ちょっと当初のなんでこういった総務省の事業に手を挙げたんだという形の部分に関しましては、行政内部の周知のアイテムで周知してるんで

ですけども、その後の経過等々につきましては、広報等とかホームページとかそういった形にはアップしておりますけども、職員に訴えかけるような形の部分ではしてないところです。だからちょっとその経過として中途半端ないうところもございますけども、これから小玉委員言われたようにそこにつきましては、西予市全体の問題であるということ認識していただくように、私どももそうこう考えてもらったらありがたいと思いますので、そういった形で認識してもらうように情報周知を図るようにしたいと思います。

○小玉委員

職員自身が、なぜしなきゃいけないかと納得して市民の人に尋ねられたら説明できるぐらいな、賛成してない人もいると思いますが仕方ないでっていうぐらいな説明をするだけに一般職員に周知をさせんと何か理事者だけ上だけが動いてって一般職員は他人事みたいに感じてんじゃないかと思うんですが。

○浅野医療介護部長

ごもっともだと思います。貴重な御意見ありがとうございます。しっかり周知のほうも行っていきたいと思います。

○加藤副委員長

2点質問させていただきます。まず1点目なんですけれども、10月の中間報告では市の考えと相違があったということでした。今回11月の終わりに中間報告が来て、また12月には議員に説明するというようなお話だったと思うんですけれども、そうであれば市が思っているような考えの回答が来るとわかってるから再度また今度は中間報告ができるわけですか、前はなかったのだから出来ないということだったと思うんですが市の考えと違っていたと。今回もしも12月に報告できるのであれば、市の考えと合ってるようなことが、回答としてくるというふうに思われているのかというちょっと変な言い方なんですけどその1点と、もう1点は、今回指定管理者制度の条例改正は延期ということなんですけれども、ということは、病院の職員の方などにもそのことについてはお知らせをされているのかちょっとお伺いいたします。

○浅野医療介護部長

中間報告ということなんですけれども、今度、今月末には出てくると思うんですけども、それに

つきまして想像してるんですけども、運営のプロである協会の提案それから理事者の希望もあると思います。その部分で1番望ましいのは相互歩み寄った形で出るのが落としどころどうなるかあれですけども、双方のある程度言い分をくみ取った形で提案していただけたらありがたいなというところでございます。これはちょっと希望もございますけれども、今の段階では提案の内容は知る由もありませんので、こういった形になるかというのは、またそのときに改めての認識になろうかと思えます。それから、条例改正の12月の延期につきましては、まだ職員等にはお知らせしておりません。まずは、議会の本日皆様に説明させていただいてそのあとになろうかと思えます。

○兵頭委員長

一つよろしいですか。今度20日の月曜日に特別委員会と病院の組合との話合いがあるんですがちょっと延期になりまして。その時点で、恐らくうちの委員会としては条例改正延期になりますよということになろうかと思うんですが、その辺の日程的なもので、先にこっちが言うのもいかなもんか分からない。恐らく20日にやるとその話になろうかと思えますんで、それまでには職員さんのほうに何らかの提言なり、こうなりますいうことを説明してもらってないと、組合側もえっということになりかねませんのでその点をちょっと。

○浅野医療介護部長

分かりました。実は昨日市民病院で運営委員会というのがあって、情報がないということでかなりしられましたけども、その中でスケジュールも当然話が出ました。その場ではまだ議員さんへの説明が本日終わっておりませんので、あえて12月条例の改正がずれるということはスケジュールが遅れてるのは伝えたところです。それまでに、ちょっと理事者とも相談しますけども、出来たら特別委員会の意見交換の前に、施設のほうの院内ウェブ等で周知する方法はあろうかと思えますので、対応させてもらったらと思います。

○兵頭委員長

どっちにしても今日の議運に上程されてないという形になるんで、当然20日にはその話は出ますので。その点だけはよろしく願います。

○二宮委員

例えばですけども、全部適用になったら管理者

置かないかんですね。その管理者に協会になることはあるんですか。なることはできるんですか。

○片山医療対策室長

制度的には協会から管理者になっていただくことは出来ます。ただ、協会が全部適用というところに関しては全然、今のところはもう協会に関しては指定管理という形になっておりますので、そういった話は協会に対してはしてないというところが実情であります。

○森川委員

協会に任せるとして大体何年契約することを考えていますか、5年か10年か20年か。

○片山医療対策室長

期間については、まだはっきり当然中間報告の内容も出てきてないので決まってないというところが実情であります。ほかの事例で大変申し訳ありませんが有田市につきましては20年というやっぱ長期のほうが良いというような考えで有田市は20年という期間を結んでいるというところであります。あと10年というのもあるということ聞いております。

○中村敬委員

9月から特別委員会に参加さしてもらったような状態で情報不足でよく分からないのでお尋ねするわけですけども、今まで市政懇談会の中で、病院の3施設の経営の問題と、人材確保に難渋しておるということ、それから二次救急の問題の3点について縷々説明があったからその中で指定管理者ということも選択肢として検討しているということの説明されておりますが、10月の地域医療振興協会との打合せをされたということを聞いておりますが、次はいつ頃を予定されているのか、そして最初の方針と比べますと12月議会で条例改正、そして3月議会で指定管理者を決めたいという当初の計画から若干遅れておるという説明がありましたけれども、遅れる理由というのは当然協会とのすり合わせの中でいろいろ問題が出てきておると思うわけですけども、9月議会で各議員がいろいろ一般質問された中で、協会とは9日も協議しておるけれども、まだ議員の皆さんに具体的に説明できるようなことは内容的なものはありませんということでしたけれども、今時点で協会とのすり合わせの中で取立てて問題が今でもないのか、問題は大いにあると私は思っておるんで

すけれども、ここで説明できる範囲でどういう問題が焦点になっとうまくすり合わせが出来ないのか、そこんところを聞かないといろいろ右往左往をしとっても何が問題なのかということが分からん以上、私らに意見を求められても意見のしようがないし言いようもないし、情報不足でさっぱりお手上げ状態なんですが具体的にその辺分かる範囲で説明してほしいわけです。

○浅野医療介護部長

先ほどちょっとお答えしたので重複する形になりますけども、協会との話の経過から先ほど今言っていたように9回やられてることだと。今度11月下旬に協会と中間報告あるかと思います。それが今度1番近い形の協会との話合いの場でございます。それを受けてまた協議が進んでくと思うんですけども、一応協会との話合いの進捗につきましてそういったことで、あと協会との相違という形にございますけど、あると思いますけども、やはりその西予市の将来の地域医療を残すためのそれぞれの今の病院の規模であつたりとか、そういうことも含めて人材の確保であつたりとか経営状況も踏まえて、西予市の場合はほかの協会が受け持ったところと比べると1病院の経営改革についての分析やっただんですけども西予市の場合は二つの公立病院と一つの老健があります。その三つを個々に分析する形での病院改革プランの作成もお願いしておりますので、それも踏まえて簡単に言うたら1倍が3倍になるというようなことで協会の分析調査が遅れてるのは1番の原因かとは思っています。当然経営もそれぞれの経営するに当たって、財布の紐を1本にして経営をしていただくという観点でお願いしておりますので、その調整も遅れているという形でそれに相まって二次救急の集約化の考え方もアドバイスいただくようになっておりますので、簡単に申しますと病院の将来的な在り方、それから二次救急の集約にかかるそれと病院の規模というのは密接しておりますので、そこをいろいろ分析してもらってる流れで遅れてるという形で認識いたしております。

○中村敬委員

3点セットで同時に解決を図ろうというのはこれは当然良いアイデアですけれども、相手があることですから当然相手とのすり合わせの中で、難渋されとるんだらうと思います。向こうの方針も

出かねているということだろうと思いますけれども、今まで何回も協議されている中で当然やりとりの中で三つの問題の温度差があつて、当然、私自身は個人的に二次救急を解決してからこいというような話になっておるんじゃないかろうかと思うんですよ。その辺はどんなんですか、しゃべれるだけの範囲で構わんですが言ってみてください。

○浅野医療介護部長

市長も日頃より、二次救の集約はまずそこを大事に行かないとおっしゃられております。二次救の集約ということを考えれば、今ある医療資源でどうやれば集約できるかという形になります。おのずとして不足する場合は、人員をもってこんといけません。そうした場合にそこのもとの送る病院が当然ベッド数であつたりとか、いろんな医師の関係で看護師の関係であつたりとかそこも問題があります。だからそこは非常に順番としては私ども二次救の集約はまず最初だと思ってるんですけども、その経営の病床であつたりとかそこから辺も複雑にリンクしてますので、そののちょっと、最終的には折り合いいうところもあるかと思っています。

○中村敬委員

市政懇談会とかいろいろ市長があらゆるところで、野村の病院は維持するということを言い続けてきたのと方向転換するのには時間が必要だというようにしか受け取れないわけですから。

○浅野医療介護部長

そこは何ともお答え出来ないんですけども、そういったことも理由としてはあるということまでしか答えられません。

○井関委員

合同検討会のほうが、全部適用ということでお願いというかそういう形が出ておると思うんですけども、先ほど片山さんが言われた内容でいくと、もうその協会のほうは一切全部適用は考えてないあくまでも指定管理者制度だということをさっき言われたと思うんですけども、その辺のすり合わせといいますか、検討会に対する説明といいますかその辺はどういうふうにされるんです。

○浅野医療介護部長

すり合わせといいますか合同検討会への説明という話になりますかね。協会としては全部適用は私どもの感覚としては、あくまでも協会にお願い

する場合は指定管理の流れになろうと思っております。協会としては、当然それを踏まえた上で、調査研究しておるような流れかと思います。また、全適はあくまでも、職員どちらかといえば市の問題と認識してます。市の中で、そういった形の考え方が一つ職員の中で出てきたという形ですので、最終的には理事者の判断という形になろうかと思えますけれども、ただ、その3施設合同検討会でこれを押すという形になった場合に、そこに最終的に例えば市長が二つが土俵に上がった場合に、指定管理のほうを選択するとなった場合には、その職員に対してちゃんとしかるべき説明は当然せんといけんと思っておりますので、ちょっとお答えなってるか分かりませんがそういった形で思ってます。

○井関委員

今のことでわかりはするんですけども、私がちょっとひっかかったのはこの3施設の合同検討会が出した一応の答えですんで、答えをどの程度に行政が受け止めるのかなというところで、職員の人らがこうしてほしいって言ったことに対して、行政側がどういうふうに対応するのかな、あくまでも協会のほうでいくのであればあくまでも指定管理っていうのは分かっていた話だろうと思しますので、その辺を3施設の合同検討会が出した一応の答えっていうことをどの程度に受け止められるのかなと。

○浅野医療介護部長

市長も、議会等に説明されてると思うんですけども、今職員等でこれを方針として全部適用という形が出ただけでは駄目だと思ってます。当然指定管理になった場合はこういった利点があるということが望めるということの度合いまで、全部適用のやり方が指定管理しなくてもできるんじゃないかというところまで上げてもらわなければ、選択肢にはならないと思いますので、先ほど酒井委員から言われたように職員さんが覚悟といいますか考え、自分らでやっていこうという意気込みというか、それがあのかというところは非常に大事になってくると思います。それを踏まえて全部適用はこうあるべきという形のいろんな意見とか出し方であるとか、そういったことが表立って出てこなければいけないと思います。だから、もう市のほうにお願いしますという形ではなくて自分らで考えて

もらう前提で私どもも組合であつたりとか職員に説明してるんですけども、そういった指定管理の代替案ですので、それに変わる案としてなりうるまで上げてもらわなければいけないと思っております。

○井関委員

ワーキンググループとの話合いのときに、市民病院の話が出たんですけども、その中で自分たちの努力の中でベッドコントロールをやることによって9000万ぐらいだったかな、ちょっと利益というか経営内容が変わりましたということをおっしゃったんですけども、そういう努力をすることによって、よくいく方向性を職員たちが見いだしたらもうそれは問題ないというふうに考えられたいということではよろしいですか。

○浅野医療介護部長

そこもそうであります。それで、全く今の経営水準と変わらんような形でなるならばそれはそれで、土俵に上がる形になると思うんですけど、それだけじゃなくて、市長が言われてます医療従事者の確保であつたりとか、そういった点も踏まえた総合的な判断になろうかと思えます。

○酒井委員

全部適用っての宇和島市立病院がやってるんですよ。だから、いろんな話を情報が入ってくるんですけども、全部適用にした場合には、二宮委員が言ったように経営感覚のすばらしい人がトップに座るとかスタッフが座るとかそういうことがないと出来ませんよっていう話を聞いてます。そしてその人たちが、やっぱり公務員的な感覚を言葉悪いですけど、今日の仕事すればいいという感覚ではなしに企業感覚でしっかりおってもらえるようにしないとやれないよということは聞いてます。ですから、部長がおっしゃられるように、この人たちにしっかりそれだけの意識が上がってやるんだったらいいけれども、実際やれるかなんということは宇和島市立病院でさえあのクラスの大きさの病院でさえなかなか全適用が大変みたいです。だからその辺りも含めて、しっかり勉強するようにやはり指導すべきだと思いますね。自分たちがおっしゃるんでしたら、だから、私はこの問題はね、要するに先ほど森川議員も言ったように10年か20年先に西予市の人口がどれだけになるかという、それに合わせた病院の体制が地域

医療の体制がどれがいいかということを考えて今からその準備でこうするという考え方であって、今の現状の人口でこうだからどうだっていう話じゃないと。10 年先 20 年先に地域医療、市民病院はどうあるべきか、例えば野村と城川の病院が人口が1万人両方合わせて1万切っている、またこれから20年たってそして病院経営がやれるんか。そういうところを考えてやるべきであって、現在のなんかしら、今こうだからこうやればいいとかいう発想では、ちょっとだめじゃないかなという考え方をしてますんで、もともと、社会情勢が変わってきてるんで、それに合わせた変わる予想した形の中で、多分理事者側は指定管理がいいだろうってやったんだろうと思うんだけど、やはり、全適用の方法論もあるわけです。それも出た以上は勉強すべきだと思うんで、全適用の勉強もやっぱり委員会としては少しはしなきゃなという考え方であります。まだ直接聞いておりませんのでね、この20日に聞くか分かりませんが、基本はもう将来に対して、この問題を将来人口減、社会が変わるそして合併した後の西予市のいろんな医療体制とか水道料金残ってますし、合併の時よう解決しなかった問題がおかげで三瓶の消防は出来たけど、出来てない部分なんかも、実際まだ二つ三つあるんで、そういうことも含めた形で、将来にどう禍根を残さない医療体制をつくるという考え方でないと、現在だけのことだという話だけでもないと思います。

○竹崎委員

去年視察してもらったときに、今、指定管理の件で非常に頑張っていたいておると思います。その協会のほうに直接私たちが質問した際、どう見ても3万5000人の市で2つの公立病院つまり施設3つを存続さすこと自体無理である。まして同じような程度の病院2つ持ってそれで二次救急をやるとうとするのも無理な話だということは協会のほうも言われました。別の日に行った厚労省の担当官たちも同じような意見でした。これが非常に頭に残っています。これが、すごくその中央のメンバーはそういうふう判断してる中で、本当に市長の言ってるように、3つとも存続できるっていうのは非常に危ういなという率直な印象がある中で、多分指定管理というふうにもって行かれたんだろうけども、そのことが非常にまだ今の

説明の中では、全然吹っ切れてないです、納得いかない面が多いです。

それともう一つ、今度質問です。全適に関して幾つか意見が出てますが、部長が言われたつまり指定管理という私どもの案に対抗できるまで上げてから持ってこいと。言わば指定管理に対する提案をするわけだから、それに対する同じ土俵で戦うにはそれなりの協議会の話合いのレベルをしっかりと具体的に提案してこいということだろうと感じておりますが、その考え方には反対してないんです。それを彼らにきちっと伝えてるのか。それが非常に気になりました。今の答弁の中で、そこはちょっと質問させてください。

○浅野医療介護部長

代替案としての同じ土俵まで上げてくれうか、そこまでよく検討していただきたいという形を3施設合同検討会にもそれを伝えているんですけども、片や他方で組合からの要望があった中では、こう市に検討してくれという形の話があったりします。だから、そこは必ずしもイコールではないと思っております。だから、気持ち的な面の先ほどこから何回も繰り返しておりますけども、やはりそこを私どももしっかり伝えてないのかなと思ったりもしますので、そこはちょっとまた職員、また組合のほうとも、引き続き協議はせんといかんと思いますけどただ期限があることでございますので、そこは早急に意思の疎通はちゃんとしっかり図って、少しでもそういった思いがあるという考えがあるということは伝えさせてもらいたいと思います。

○竹崎委員

ぜひそれをストレートというきちっと伝えていただいて、こういうふうに論点を明らかにして、きちっと話合いしようじゃないかと。そういう形でやっていただいて、やっぱり病院でもう大変なことになってくると困るのは市民町民なんですよ。だから、この病院問題はぜひきちっと前向きに進めていただくしかないんで、そういう意味で、話合いをさらに具体的に、向こうにも話をして、前を向くようにしていただきたいこれが本音です。

○中村一委員

指定管理者に移行するときに、医療従事者の方々の給料のことについて、管家市長は何年か限定だけでも現給補償するみたいな話があったかと

思っています。医療従事者の方からすると、公務員の資格は失う、給料が下がる、将来の退職金の不備になる、これでは人生設計なりたちませんというような反発心があって皆さんが反対にまわられたんだと思ってるんですけど、振興協会からは、各職員に対して指定管理者に移行したら給料はこうなりますみたいな提案はあったんですか。そこまでは行ってないかな。今の職員組合の方が反対されとって、今もらってる給与データがないと試算が出来んじゃないかみたいなことが途中でトラブルの原因になってるんやって、たしか副市長が言われたように記憶してるんですが、このことについてはいかがでしょうか。

○浅野医療介護部長

中村委員の御質問なんですけども、率直に申し上げますと個々に対する提示というのはしておりません、出来てないんです。当然まだ、決まってるわけでもないんで、そこはあえて出来てない。ただ交渉する中で市長も申しましたように3年から5年は現給補償するという形は明言されておりますので、現給補償の仕方もこれからの協議になろうかと思いますし、そうなった場合には。だから、一番は最終的には処遇についてが最後の一番危惧されるところだと思いますので、そこはしっかり協議を深めていかなければならないと思います。

○中村一委員

関連ということでもないんですけど、先ほど全適の話が合同検討委員会のほうから出ると。それは公務員資格をなくさないで済むからだということが大きな動機になってるんじゃないかなというふうに思います。一方で振興協会に移ってからの給与はまだ試算も出来てなくて提示出来ない。そうすると、なかなか指定管理者に医療従事者の方がそっちもいいかなというふうに傾かないような気がする。現状でいうと、どっちに行くかわかんないんだったらやめずにおこうかなみたいな職員の方がもしいらっしゃるとすればですよ。指定管理者になったらやめる。だけど全適の可能性がある間様子見みようかなことで、離職を踏みとどまってるみたいなことがもし可能性としてあるとすると、これは非常に将来的に大きな波及になるんじゃないかと危惧してしまして、そこについてはどうなのでしょう。

○浅野医療介護部長

今御指摘いただいたように職員さんとして自分での給料であったり処遇であったりとか一番不安な声はこれは伝わっております。ただ、やはり現時点で、その部分の共有が出来てないだけに、そこはいいかげんなことも言いませんし、はっきりするまではなかなか言えないのが一番ジレンマがあるところです。だから、唯一言えるのはもし下がった場合でも、3年から5年は現給補償をしますよというところは、はっきり市長も言われておりますので、もうそこしか言えないんですけども、逆の立場であれば、自分の給料どうなるのが一番の聞きたいところだと思いますので、なるべくそこは早く提示できるように、そういった方向に進んだ場合には、協会のほうと早く提示できるよう動きたいと思います。

○森川委員

病院だけじゃなしに市役所全体で考えていかないけん問題だと思ってます。昭和40年頃に宇和町が夕張と同じように負の再建団体だったんですが、宇和病院が赤字でそのときの町長が東大まで行って病院長呼んできて、黒字になってそのまま病院続けてきたんですが、その時に役場の職員の解雇が行われ裁判沙汰になった人もおります。病院の職員より役場職員の解雇が多かったように思うんです。保健婦さんや年いった人の解雇が行われました。市役所全体で考えていかんと病院だけじゃやっていけんのじゃないかと思っています。

○浅野医療介護部長

当然役所全体も定員適正化計画という形であと10年間で50名減らすとか、いろんな形で人件費の削減をはかってます。片やいろいろ病院の改革に関しましては、医療従事者が今もう奪い合いみたいな形になってます。維持していくのが一生懸命で人材確保を図るのが非常に厳しいその中で説明する中で、医療従事者には残ってくださいということで、ずっとお願いしてる段階です。だからなるべく、医療従事者が経営形態の問題はありますけれども、医療従事者が残っていただくようにしなければならぬと、そのようにさせてもらったらと思うんですけども、そういう思いで取り組んでるところです。

○兵頭委員長

その他のその他で何かありましたら。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

ないようでしたら以上をもって本日の委員会を閉じたいと思います。

○加藤副委員長

以上をもちまして第6回地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会を終わります。

散会 午後0時00分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長

兵頭 学